9　緊急事態における蔵置されたコンピュータ・データの迅速な開示

各締約国は、サイバー犯罪に関する条約第三五条に規定する週七日かつ一日二四時間利用可能な自国の連絡部局が、緊急事態において相互援助の要請なしに、他の締約国の領域内に所在するサービス・プロバイダが保有し、又は管理しているコンピュータ・データの迅速な開示を得るための即時の援助を求める要請を当該他の締約国の連絡部局に伝達し、及び同様の要請を他の締約国の連絡部局から受領することができるようにするため、また、自国の当局が、他の締約国からの要請を受けて、自国の領域内に所在するサービス・プロバイダに対してコンピュータ・データを求めること、要請を行う締約国に対し、要請されたコンピュータ・データを提供すること等を行うことを可能にするため、それぞれ必要な立法その他の措置をとること等を規定している。（第九条関係）

10　緊急事態における相互援助

各締約国は、緊急事態が存在すると認める場合には、特に迅速な相互援助を要請することができること、要請を受ける締約国は、緊急事態が存在し、かつ、相互援助のための他の要件が満たされたと認める場合には、特に迅速に要請に回答すること等を規定している。（第一〇条関係）

11　ビデオ会議

締約国は、証人又は専門家からビデオ会議により証言及び供述を取得することを要請することができるものとし、要請を受ける締約国は、これを認めることができること等を規定している。（第一一条関係）

12　共同捜査チーム及び共同捜査

二以上の締約国の権限のある当局は、相互の合意により、捜査又は刑事訴訟を促進するため、共同捜査チームを設置し、及び運営することができること、共同捜査チームの運営を規律する手続及び条件は、権限のある当局の間で合意するところによること等を規定している。（第一二条関係）

13　条件及び保障措置

各締約国は、この議定書に定める権限及び手続の設定、実施及び適用が、自国の国内法令に定める条件及び保障措置であって人権及び自由の適当な保護を規定するものに従うことを確保することを規定している。（第一三条関係）

14　個人情報の保護

個人情報を受領した締約国は、第二条に定める目的のために当該個人情報を処理すること、個人情報を受領する締約国は、自国の法的枠組みの下で、自国が要請し、及び処理する個人情報が、その処理の目的と関連性を有しており、かつ、当該目的との関係において過度でないことを確保すること、各締約国は、個人情報について、その処理の目的を考慮しつつ、その適法な処理のために必要かつ適当な範囲内において、正確でありかつ不備のないことの維持等を確保するため、妥当な措置をとること、締約国は個人情報が個別の事案においてどのようにアクセスされ、使用され、及び開示されているかを示すため、記録を保持し、又は他の適当な手段をとること等を規定している。（第一四条関係）

15　この議定書の効果

サイバー犯罪に関する条約第三九条3の規定（同条約のいかなる規定も、締約国が有する他の権利、制限、義務及び責任に影響を及ぼすものではないことを定める。）は、この議定書について適用すること等を規定している。（第一五条関係）

16　署名及び効力発生

この議定書は、サイバー犯罪に関する条約の締約国による署名のために開放しておくこと、この議定書に拘束されることについての同意を表明するための方法、効力発生の時期等を規定している。（第一六条関係）

17　連邦条項

連邦制の国がこの議定書に基づく義務を中央政府と州その他これに類する領域的主体との間の関係を規律する基本原則に適合する範囲内において履行する権利を留保することができる条件等を規定している。（第一七条関係）

18　適用領域

締約国は、サイバー犯罪に関する条約第三八条1又は2の規定に基づいて行った宣言において特定した領域について、この議定書を適用しない旨を宣言することができること等を規定している。（第一八条関係）

19　留保及び宣言

締約国は、この議定書の署名の際又は批准書、受諾書若しくは承認書の寄託の際に、第七条9a及びb、第八条13並びに第一七条に定める留保を付する旨を宣言することができること、その他のいかなる留保も、付することができないこと、第七条2b及び8、第八条11、第九条1b及び5、第一〇条9、第一二条3並びに第一八条2に規定する宣言を行うことができること等を規定している。（第一九条関係）

20　留保の撤回

留保を付した締約国は、状況が許す場合には、当該留保の全部又は一部を速やかに撤回すること等を規定している。（第二〇条関係）

21　改正

この議定書の改正の手続等を規定している。（第二一条関係）

22　紛争の解決

サイバー犯罪に関する条約第四五条の規定（同条約の解釈又は適用に関して締約国間で紛争が生じた場合には、交渉又は他の平和的手段により紛争の解決に努めること等を定める。）は、この議定書について適用することを規定している。（第二二条関係）

23　締約国間の協議及び実施の評価

締約国は、この議定書の効果的な活用及び実施について定期的に評価すること等を規定している。（第二三条関係）

24　廃棄

いずれの締約国も、欧州評議会事務局長に宛てた通告により、いつでもこの議定書を廃棄することができること等を規定している。（第二四条関係）

25　通報

欧州評議会事務局長は、欧州評議会の加盟国、サイバー犯罪に関する条約の締約国等に対し、署名、批准書、受諾書又は承認書の寄託等を通報することを規定している。（第二五条関係）